

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和3年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2	
		県(起債)	市町負担金	
		A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	69,105,604
近江八幡市	40,717,619
草津市	94,460,897
守山市	59,460,647
栗東市	52,848,386
甲賀市	45,788,676
野洲市	34,701,951
湖南市	29,282,878
東近江市	51,158,033
日野町	10,688,996
竜王町	8,948,927
計	497,162,614

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	73,207,015

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	304,938,741
長浜市	309,149,917
東近江市	24,193,624
米原市	70,599,140
愛荘町	63,745,656
豊郷町	19,487,014
甲良町	14,697,833
多賀町	18,909,009
計	825,720,934

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	68,559,892
栗東市	62,529,769
計	131,089,661

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	150,555,775

4処理区合計	1,677,735,999 円
---------------	------------------------

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の22第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和3年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)
大津市	142,312,619
彦根市	304,938,741
長浜市	309,149,917
近江八幡市	40,717,619
草津市	94,460,897
守山市	128,020,539
栗東市	115,378,155
甲賀市	45,788,676
野洲市	34,701,951
湖南市	29,282,878
高島市	150,555,775
東近江市	75,351,657
米原市	70,599,140
日野町	10,688,996
竜王町	8,948,927
愛荘町	63,745,656
豊郷町	19,487,014
甲良町	14,697,833
多賀町	18,909,009
計	1,677,735,999

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。